

## 第18回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年11月22日（金曜日）

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |   |     |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                              |     |
| 第 2 | 会期決定について                                    |     |
| 第 3 | 会務報告  |     |
| 第 4 | 報告第41号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る<br>あっせん委員の指名について | 6件  |
| 第 5 | 報告第42号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて             | 1件  |
| 第 6 | 議案第86号 農用地の賃貸借に係る合意解約について                   | 4件  |
| 第 7 | 議案第87号 現況証明願について                            | 1件  |
| 第 8 | 議案第88号 農業振興地域整備計画の変更について                    | 2件  |
| 第 9 | 議案第89号 農用地利用集積計画の作成の要請について                  | 10件 |

### ○出席委員（13名）

3番	大泉 義明 君	4番	小野寺典男 君	6番	渡邊 裕義 君
7番	森田 享子 君	8番	舟山 珠代 君	9番	津野 齊 君
10番	甲斐やす子 君	11番	笛木 眞一 君	12番	山本 政弘 君
13番	熊谷 英二 君	14番	嶋中 勝 君	15番	遠藤 聡 君
16番	佐藤 徳市 君				

### ○議事参与の制限を受けた委員（2名）

●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

### ○欠席委員（3名）

1番	平山 正志 君	2番	澁谷 洋 君	5番	佐藤 松喜 君
----	---------	----	--------	----	---------

### ○その他出席者

事務局長	村山 尚 君	事務局次長	小幡 裕也 君
振興係長	工藤 理恵 君	農地係長	青島 雅明 君
主 任	湊谷 沙紀 君		

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第18回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時12分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

11番・笛木君      12番・山本君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第18回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第41号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第41号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容6件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第41号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について  
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり6件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 60.0h a

指名年月日 令和6年11月6日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 62.4h a

指名年月日 令和6年11月6日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 51.5h a

指名年月日 令和6年11月6日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

番号4

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 33.7h a

指名年月日 令和6年11月7日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号5

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 52.4h a

指名年月日 令和6年11月11日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、熊谷委員、山本委員、遠藤委員。

番号6

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 51.7 h a

指名年月日 令和6年11月11日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、大泉委員、渡邊委員、甲斐委員、熊谷委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号6まで内容6件について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第41号、内容6件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第42号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第42号、農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第42号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、申請者より許可申請の取下げがありましたので、報告するものであります。

番号1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

議案番号につきましては、令和5年6月26日議案第206号、番号1について審議された案件となっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第42号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第86号

○会長(佐藤徳市君) 日程第6。議案第86号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容4件を議題と致します。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第86号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上多和原野基線5-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、29,467㎡外11筆、合計面積は223,730㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年3月31日。

契約期間、令和3年3月31日から令和13年3月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年10月31日となっております。

なお、番号2については、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上多和161-15

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、14,015㎡

契約年月日、平成30年4月27日。

契約期間、平成30年4月27日から令和10年4月26日まで。

なお、番号1から番号2については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字多和166-1の内

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、1,145㎡外32筆、合計面積は351,832㎡

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和6年5月30日。

契約期間、令和6年5月30日から令和7年5月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年10月29日となっております。

なお、番号3については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして番号4を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号4

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内原野南2線157-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、33,490㎡外4筆、合計面積は133,043㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成31年4月26日。

契約期間、平成31年4月26日から令和10年4月25日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年10月28日となっております。

なお、番号4については津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）9番・津野君。

○9番（津野斉君）9番、津野です。

議案第86号、番号4について説明させていただきます。

11月15日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

(●●●●君復席)

以上をもって、議案第86号、内容4件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第87号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第87号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第87号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

土地の所在、字標茶737-7

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、宅地

面積、30,082㎡外1筆、合計面積30,464㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員

調査年月日、令和6年11月13日

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第87号、番号1について報告いたします。

令和6年11月13日に平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長と現地調査をまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区別されておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番、笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第87号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第88号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第88号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第88号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

区分、除外

地番、字熊牛原野14線東1-7

現況地目、雑種地。

面積、2,734㎡外2筆、合計面積3,618㎡。

事業主体、●●●●、●●●●

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定した。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番、森田です。

令和6年11月8日に、渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。  
申請地は、参考資料の3ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、7番、森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

区分、除外。

地番、字熊牛原野14線西1-4

現況地目、宅地。

面積、452.40㎡外2筆、合計面積1,485.34㎡

事業主体、●●●●、●●●●

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定した。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番、森田です。

議案第88号 番号2について報告いたします。

令和6年11月8日に、渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。  
申請地は参考資料の5ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第88号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第89号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第89号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容10件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第89号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり10件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 7 - 1  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、34,450㎡外 1 3 筆、合計面積311,893㎡  
利用権設定等の種類、所有権の移転  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地  
成立する法律関係、売買  
所有権移転の期間、令和 6 年 1 1 月 2 8 日  
対価の支払い期限、令和 7 年 1 月 1 0 日  
土地の引渡時期、対価の支払日  
価格は、18,774,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号 2 については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引き渡し時期、支払方法が番号 1 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 2

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ 2 4 - 1 8

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、32,286㎡外 2 5 筆、合計面積678,916.37㎡

価格は、17,706,000円となっております。

なお、番号 1 から番号 2 は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 については原案可決されました。

続きまして番号 3 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0 - 3 3

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、81,961㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和 6 年 1 1 月 2 8 日から令和 1 6 年 1 1 月 2 8 日

土地の引渡時期、令和 6 年 1 1 月 2 8 日

金額は、年間 16,392 円

支払方法は毎年 5 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 3 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・熊谷君。

○1 3 番（熊谷英二君） 1 3 番、熊谷です。

議案第 8 9 号、番号 3 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、1 1 月 1 4 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 3 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 3 については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号 4 から番号 5 まで内容 2 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字標茶174-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、14,400㎡外7筆、合計面積206,349㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年11月28日から令和11年11月27日

土地の引渡時期、令和6年11月28日

金額は、年間495,000円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5

土地の所在、字標茶169-4

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、372㎡外2筆、合計面積2,428㎡

金額は、年間5,000円

以上です。

なお、番号4から番号5については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第89号、番号4から番号5について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格で

あると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続きまして番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字標茶172-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、6,869㎡外9筆、合計面積89,534㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年11月28日から令和11年11月27日

土地の引渡時期、令和6年11月28日

金額は、年間260,096円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号6については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第89号、番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続きまして番号7を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別431-4

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、4,886㎡外2筆、合計面積45,105㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年11月28日から令和16年11月28日

土地の引渡時期、令和6年11月28日

金額は、年間144,000円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号7については平山委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第89号、番号7について報告します。

事務局より調査依頼があり、11月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受

け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番、平山君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ原野基線8-1の内

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、18,446㎡外5筆、合計面積133,951㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年11月28日から令和11年11月27日

土地の引渡時期、令和6年11月28日

金額は、年間300,000円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号8については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第89号、番号8について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続きまして番号9を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ原野97-1

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、5,105㎡外61筆、合計面積623,821.29㎡

利用権設定等の種類、使用賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

成立する法律関係、使用賃借

利用権の期間、令和6年11月28日から令和26年11月27日

土地の引渡時期、令和6年11月28日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号9については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第89号、番号9について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続きまして番号10を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野66-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,342㎡外5筆、合計面積196,136㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

成立する法律関係、使用貸借

利用権の期間、令和6年11月28日から令和16年11月27日

土地の引渡時期、令和6年11月28日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号10については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第89号、番号10について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

以上をもって、議案第88号、内容10件については原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第18回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第18回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時58分閉会）